

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3262号)

令和7年10月2日

横 情 審 答 申 第 3262 号
令 和 7 年 10 月 2 日

公立大学法人 横浜市立大学
理事長 近野 真一 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年5月1日附職第1474号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「①人事情報（特定年度）②シニア・レジデント名簿の写し（特定年度）」
の不訂正決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「①人事情報（特定年度）②シニア・レジデント名簿の写し（特定年度）」の保有個人情報を不訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が令和6年1月16日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の不訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不訂正理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第92条に規定する理由があるとは認められないため、不訂正としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、特定年度専門医養成プログラム シニア・レジデントへ応募するため、特定年月日1にシニア・レジデント用の応募申請書及び履歴書を実施機関に送付している。その後、実施機関は、審査請求人に対して、シニア・レジデントとしての採用に係る面接を行い、シニア・レジデントとして採用を決定している。
- (2) 実施機関では、横浜市立大学附属病院シニア・レジデント設置規則に基づき、医師免許取得後3年目から5年目までの医師をシニア・レジデントとして採用し、6年目以上の医師を指導診療医として採用する運用としている。審査請求人は、特定年月日2時点での医師免許取得後3年目であるため、指導診療医ではなく、シニア・レジデントとなる。
- (3) 実施機関は、審査請求人をシニア・レジデントとして採用したのであり、事実に基づき人事情報を登録し、シニア・レジデント名簿を作成した。
- (4) 以上より、本件保有個人情報には、事実と異なる部分がなく、訂正を要する理由は認められないと判断し、不訂正とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、主張書面及び反論書において主張している本件処分に

に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報のうち①人事情報（特定年度）の審査請求人の臨職職務の記載をシニア・レジデントから指導診療医に訂正するとともに、②シニア・レジデント名簿の写し（特定年度）から審査請求人の氏名を削除することを求める。
- (2) 審査請求人は、横浜市立大学附属病院のシニア・レジデントの募集求人に応募し、シニア・レジデントへの応募書類を提出していた。しかし、審査請求人は、同病院から指導診療医としての採用を前提とした勧誘を受けており、採用担当者に指導診療医への応募書類を改めて提出する必要があるか尋ねたところ、その必要はない旨の回答を受けた。
- (3) 横浜市立大学附属病院は、審査請求人に対して、指導診療医の採用申込書を送付しており、審査請求人は指導診療医の採用に申込みを行っている。
- (4) 審査請求人と横浜市立大学附属病院との間の労働契約においては、労働条件に関して、指導診療医の雇用条件について定める横浜市立大学附属病院診療医設置規則の規定が根拠条文として挙げられており、このことは審査請求人が指導診療医として採用されたことを表している。
- (5) 特定年月日2現在と記載のある指導診療医名簿、特定年月日3現在との記載のある勤務先名簿、ローテーション表においても、指導診療医の欄に審査請求人の名前が明記されていることから、審査請求人が指導診療医として採用されたことは明らかである。
- (6) 審査請求人は、特定年月日2から、指導診療医として横浜市立大学附属病院での勤務を開始し、指導診療医としての給与を得ていた。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市立大学附属病院の医師等の採用及び人事管理に係る事務について
横浜市立大学附属病院医学・病院統括部職員課人事担当（以下「人事担当」という。）では、横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センターに勤務する医師等の採用や人事管理に関する事務を行っている。
人事担当では、採用された医師等の応募申込書及び履歴書を基に人事情報を管理し、名簿を作成している。
なお、シニア・レジデント及び指導診療医の採用条件は、それぞれ横浜市立大学附属病院シニア・レジデント設置規則（平成19年4月施行）及び横浜市立大学附属

病院診療医設置規則（平成19年4月施行）で定めている。

採用された医師等の応募申請書及び履歴書を基に人事情報管理し、名簿を作成している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る特定年度の人事情報及び特定年月日4時点のシニア・レジデント名簿である。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 法第90条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正・・・を請求することができる。」と規定している。

イ 訂正請求については、自己を本人とする保有個人情報の内容に「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものであり、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばない。

本件保有個人情報は、審査請求人が別途保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものである。

そして、審査請求人が訂正を求める人事情報の臨職職務及びシニア・レジデント名簿の記載は、審査請求人の実施機関における職位を記載したものであり、また、実施機関においては、医師免許取得後、3年目から5年目までの医師をシニア・レジデント、医師免許取得後6年目以降の医師を指導診療医として採用する運用をしていることから、訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

ウ 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、その結果どのように訂正すべきと考えているのかについて、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

(ア) 本件では、確かに審査請求人の採用に当たって指導診療医の採用書類が送付されているほか、雇用契約書兼労働条件通知書に、横浜市立大学附属病院シニア・レジデント設置規則が記載されておらず、指導診療医の採用条件を定める横浜市立大学附属病院診療医設置規則が記載されている。

また、特定年月日 2 現在の指導診療医名簿に審査請求人の氏名が記載されており、特定年月日 3 現在の勤務先別名簿及びローテーション表にも審査請求人は指導診療医として記載されている。

このように、実施機関において、審査請求人が指導診療医の職位にあったかのような記載が一部見られたことは確かである。

(イ) そこで、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- a 実施機関においては、例外なく医師免許取得後、3年目から5年までの医師をシニア・レジデント、医師免許取得後6年目以降の医師を指導診療医として採用する運用であるところ、審査請求人は医師免許取得が医学部卒業から3年後の特定年月 1 であり、医師の経歴としては、特定年月日 2 現在で3年目に当たるから、実施機関においては客観的にはシニア・レジデントとしての採用となる。
- b 実施機関の求人募集はシニア・レジデントの募集であり、審査請求人は、シニア・レジデント用の応募申請書及び履歴書を実施機関に送付し、実施機関もシニア・レジデントとしての採用に係る面接を特定年月日 5 に行って採用を決めている。なお、実施機関においては、当該面接につき、「特定年度シニア・レジデント採用にかかる面接試験評定票」との記載がある審査請求人の当時の面接評定票の写しが存在する。
- c また、特定年月日 4 現在のシニア・レジデント名簿に審査請求人の氏名が記載されており、実施機関は、特定年月 2 及び特定年月 3 に、審査請求人に對して職位が「シニア・レジデント」であることを説明している。審査請求人に指導診療医の採用書類が送付されたこと及び雇用契約書兼労働条件通知書に指導診療医の採用条件を定める横浜市立大学附属病院診療医設置規則が記載されていたこと等は、特定年月日 2 時点で、審査請求人は医学部卒業後6年目であったことから医師免許取得6年目であると誤認したことが原因である。
- d 実施機関においては、審査請求人を指導診療医として勧誘したとの事実は一切なく、シニア・レジデントと指導診療医とでは給与等の処遇及び診療業務の内容における違いはなく、審査請求人が指導診療医でなければできない診療業務を行っていた事情はなく、審査請求人についての賃金台帳及び給与明細書等には職位が分かる記載はない。

エ このような事情からすれば、実施機関において、審査請求人がシニア・レジデントの職位にあったことを覆すまでの事実及び審査請求人が指導診療医の職位にあった事実は認められなかった。

さらに、実施機関においてはシニア・レジデントと指導診療医とでは給与等の処遇及び診療業務の内容における違いはなく、また、審査請求人が指導診療医であったかシニア・レジデントであったかによって、審査請求人の経歴等に客観的に見て不利益な影響を与えるものとは認められないから、本件保有個人情報を訂正する理由及び要件も見当たらない。

オ したがって、実施機関において、審査請求人がシニア・レジデントの職位にあったことは、事実でないと認めるることはできず、本件保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないと認められる。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を不訂正とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 經 過

年 月 日	審 査 の 經 過
令 和 6 年 5 月 1 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 6 月 14 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 6 年 6 月 28 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 8 月 7 日 (第45回第四部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 4 日 (第46回第四部会)	・審議